

滋 生 多 第 1 1 7 号
平成 29 年 (2017 年) 4 月 27 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画の策定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき標記の計画を策定したいと考えますので、同条第 8 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第3次）の策定について

自然環境保全課生物多様性戦略推進室

1. 計画の概要

ツキノワグマは、日本の森林生態系の重要な構成者であり、生態系の頂点を占める最大の動物の一つとして、その生息が地域の生態系の豊かさを示す指標種となっている。一方、人身事故の発生や林業被害（クマ剥ぎ）も生じており、人間との軋轢は高い状況にある。

このため、本県に分布するツキノワグマ地域個体群の安定維持を前提に、人身被害の回避および林業被害の減少させることを目的として、生息数を的確に把握しつつ、総捕獲数管理および被害防除の実施を図る。

【第一種特定鳥獣保護計画】

第一種特定鳥獣保護計画は鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画。

2. これまでの経過

第1次特定計画期間 平成20年11月15日 ～ 平成24年3月31日

第2次特定計画（現計画）期間 平成24年4月1日 ～ 平成30年3月31日

次期計画期間（5年間） 平成30年4月1日 ～ 平成35年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
平成29年6月	環境審議会への諮問、第1回自然環境部会（概要説明）
平成29年7月	第1回ツキノワグマ特定計画検討会
平成29年9月	第2回ツキノワグマ特定計画検討会
平成29年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会
平成29年9月	第2回自然環境部会（素案について）
平成29年10月	関係機関協議（市町、近隣府県等向け）
平成29年10月	第3回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
平成29年11月	県計画（素案）策定
平成29年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
平成30年3月	第3回ツキノワグマ特定計画検討会
平成30年3月	県計画（案）策定
平成30年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。